



グローバル金融危機とインドの銀行セクター

経済調査部 上席研究員 山中 崇
tyamanaka@iima.or.jp

1. グローバル金融危機のインドへの影響

2007年の米国サブプライム危機に端を発したグローバル金融危機では、インドも限定的ながらその影響を受けた。

インド経済への影響は、まず、資本流出による株安、通貨（ルピー）安という形で金融市場に現れた。代表的な株価指数である Sensex 指数は、2008年1月から2009年3月にかけて約6割下がった。また、ルピーの対ドル相場も、外国機関投資家がインドから資金を引き揚げたことを主因に、同期間に1ドル=39ルピー台から52ルピー台へと大幅に下落した。中央銀行であるインド準備銀行（RBI）はルピー安を阻止するため為替市場に介入し、その結果、市場の流動性が逼迫。銀行間市場のオーバーナイト金利は2008年9月の後半から10月末にかけて大幅に上昇し、ピークには20%近くに達した。

続いて、世界経済低迷による輸出の減速がインドの実体経済にマイナスの影響を及ぼした。輸出は、危機前の3年間に年平均25%で増加していたが、2008年度には13.7%に伸びが鈍化し、2009年度には-3.5%と減少に転じた。輸出のスローダウンにより、実質GDP成長率も危機前の3年間の平均である9.5%から2008年度には6.7%まで減速した。

こうした状況に対して、インド政府は2008年末から2009年初にかけて財政政策を發動して需要の喚起を図った。RBIも海外からの危機の伝播を回避するためにさまざまな施策を打ち出した。まず、政策金利であるレポ金利を2008年9月の9%から2009年4月の4.75%まで大幅に引き下げた。また、現金準備率¹を2008年9月の9%から2009年1月には5%に引き下げるとともに、国債買い入れなどにより市場に潤沢に流動性を供給した。加えて、非伝統的な措置として、ミューチュアルファンドやノンバンクへ銀行経由で資金供給する特別流動性支援策などを打ち出した。

この結果、実体経済への影響は先進国と比較すると格段に小さく済み、実質成長率は早くも2009年度に8.4%に回復した。銀行セクターへの影響も軽微に止まった。インドの商業銀行がサブプライム関連資産をほとんど持っていなかったことに加えて、1990年代以降の金融改革により銀行監督が強化され、銀行の体質改善が進んでいたことが危機の波及を防いだとみられている。

¹ インドの銀行は「現金準備率規制」により、RBIへ一定の預託金を義務付けられている。

2. 1990年代以降のインドの金融改革

そこで、インドの金融改革についてみてみよう。1990年に湾岸戦争が勃発すると、石油高騰と中東への出稼ぎ労働者からの送金の急減により外貨準備が枯渇したことで、インドは深刻な経済危機に陥った。インド政府は国際通貨基金（IMF）・世界銀行の支援を受け、そのコンディショナリティー（条件）として金融改革が本格的に進められることになった。インドの金融改革は、①1991年度～1997年度、②1998年度以降、の2つのフェーズに分けられる。

第1フェーズにおける金融改革の課題は、銀行セクターの低い健全性・収益性の改善、脆弱な資本基盤の強化、競争の促進などであった。このため、健全性基準の導入、銀行監督の強化、銀行経営に係る規制緩和、民間銀行の新規参入許可などの政策がとられた。その結果、収益性改善、資産の質向上、自己資本の強化、競争促進などの成果がみられたが、一方で、健全性強化や自己資本比率規制強化により、銀行がリスク回避の動きを強めた結果、銀行貸出の伸びが農業向けを中心に鈍化するという副作用も生じた。

第2フェーズでは、健全性基準が国際的な基準に則った形で一段と強化されるとともに、貸出の伸び改善、コーポレート・ガバナンスの強化、金融包摂（financial inclusion）の促進、顧客サービスの向上などに注力された。健全性基準の強化では、第1フェーズでみられたような銀行の貸出消極化の動きが出ないように配慮された。その関連で、銀行の不良債権問題を改善し、貸出の伸び回復につながるような制度改革が行われた。この結果、銀行の不良債権は顕著に減少し、第2フェーズの改革の最も重要な成果となった。1998年度に約15%だった不良債権比率は、2000年代半ばには5%を下回った。銀行の資産の質向上とともに銀行貸出の伸びは回復に転じ、農業や中小企業向けの信用の伸びも改善した。銀行間の競争も高まり、利鞘は縮小した。それにもかかわらず、貸出残高の増加と資産の質向上により銀行の収益性はむしろ改善した。金融包摂では、より多くの人に銀行サービスを提供するため、基本的な機能しかないが手数料や最低残高制限などのない「基本口座（no frills account）」を提供するよう、RBIはすべての銀行に勧告した。その結果、わずか2年間に約1300万の基本口座が開設された。また、この時期、銀行のコンピュータ化、ネットワーク化が急速に進むとともに、ATMの設置数が大きく増加した結果、顧客サービスが向上した。

2000年代に入り改革の勢いは一時鈍ったが、グローバル金融危機は世界的な金融改革の動きを促し、インドもその影響を受けることになった。最近では、インドはバーゼルⅢや店頭デリバティブ市場改革などに積極的に対応している。

3. 足元の不良債権比率は小幅上昇するも健全性を維持

グローバル金融危機では影響が限定的だったインドだが、欧州債務危機では实体经济が予想以上の減速をみせた。これには、インド独自の要因も指摘されている。インドでは、財政悪化や経済改革の遅れなどを嫌気した資本流入の減少からルピー安が進み、2012年6月には対ドルで最安値を更新した。それに伴う輸入物価上昇に加え、国内の供給力不足がインフレ圧力を高めた。財政赤字やインフレにより、インド政府・RBIは

財政・金融政策による景気刺激策を打ち出せず、政策的に手詰まりの状況に陥った。こうしたなか、格付け機関はインドのソブリン格付けを投資適格以下に引き下げる可能性を指摘した。

しかし、銀行セクターへの影響は引き続き限定的とみられる。欧州関連のエクスポージャーが小さいことから、銀行セクターへの直接的な影響は大きくない。実体経済の予想を上回る減速に伴う資産内容の悪化など、2次的な影響を懸念する向きもあるが、不良債権比率は足元で上昇に転じているものの、上昇幅は小幅に止まっている。すなわち、商業銀行の不良債権比率は2000年代半ば以降、2%台前半での安定が続いた後、2011年度末には3.1%に上昇したが、依然、過去20年で最低水準圏にある。これには、RBIが資産分類に関するガイドラインを緩めた²影響もあるが、これを考慮しても、不良債権比率は危険ラインとされる5%には届かない見通しである。

足元では、インド経済に対する悲観的なムードもやや後退し、株価やルピー相場が持ち直している。2012年夏の財務相交代を境に、インド政府が経済改革に前向きになったことが大きい。ムカジ前財務相（大統領に転身）は改革にブレーキをかけていたが、チダムバラム新財務相はシン現首相と1990年代に改革を主導した人物で、就任後、経済改革案を矢継ぎ早に打ち出している。総合小売業に対する外資規制の緩和などの経済改革案を打ち出したものの、政権内外からの反対によりすぐに無期限凍結とした2011年とは、改革への意気込みが違っているとみられている。

インドの政治情勢は依然、予断を許さないものの、欧州債務危機もダウンサイドリスクが後退し、世界経済にも曙光がみえてきた。インド当局は銀行セクターの健全性維持に自信を深めていると思われる。

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくごお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2013 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)
All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.
Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan
Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422
〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2
電話 : 03-3245-6934 (代) ファックス : 03-3231-5422
e-mail: admin@iima.or.jp
URL: <http://www.iima.or.jp>

² 資産分類に関する RBI のガイドラインでは、正常債権の返済条件を緩和した場合、不良債権に格下げすることが定められているが、2009年1月、RBIは金融危機対応のための一時的措置としてガイドラインを緩和、返済条件を緩和してもそのまま正常債権に分類することを認めた。